

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を
公布する。

平成26年 6 月 25 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第11号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正
する規程

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広域水道
企業団管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に
下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給料の支給方法） 第5条 （略） 2 給料の支給日は、<u>20日</u>（その日が土曜 日、日曜日又は休日（国民の祝日に関す る法律（昭和23年法律第178号）に規定す る休日をいう。以下同じ。）に当たると きは、<u>その日前においてその日に最も近 い土曜日、日曜日又は休日でない日</u>）と する。ただし、期末手当及び勤勉手当の 支給のため給与の支給に関する事務がふ くそうする場合その他特別の事情がある 場合は、企業長が定める日とすることが できる。 3－6 （略）	（給料の支給方法） 第5条 （略） 2 給料の支給日は、<u>17日</u>（その日が土曜 日<u>に当たるときは16日</u>、日曜日又は休日 （国民の祝日に関する法律（昭和23年法 律第178号）に規定する休日をいう。以下 同じ。）に当たるときは<u>18日（その日が 休日に当たるときは15日）</u>）とする。た だし、期末手当及び勤勉手当の支給のた め給与の支給に関する事務がふくそうす る場合その他特別の事情がある場合は、 企業長が定める日とすることができる。 3－6 （略）

附 則

この規程は、平成27年 7 月 1 日から施行する。